

令和5年4月14日
北九州市消防局

報道機関各位

旦過地区火災を踏まえた火災予防対策の強化について

昨年の旦過地区火災を受けて立ち上げた「火災予防対策のあり方検討会」をこれまでに3回開催してきました。

その中で出た有識者の意見を踏まえ、本市の火災予防の強化策を取りまとめたので、お知らせします。

記

火災予防対策の内容

- (1) 防火指導の強化
- (2) 査定の強化
- (3) 地域が自主的に防火に取り組む仕組みづくり

※詳細については別紙をご覧ください

【問い合わせ先】

北九州市消防局予防部予防課
担当：小林、渡邊
電話：093-582-3836

市場・商店街等の火災予防対策の強化について

1 「火災予防対策のあり方検討会」における有識者からの主な意見

- 木造飲食店に対して、査察周期を短縮すること、法令違反に対する厳しい行政指導を行うことが必要
- 小規模な飲食店等には、法令上の防火管理講習の受講義務はないが、何らかの講習を受けさせることが有効
- 商店街では、消防が調整役となり、地域の火災予防の取組みの支援を希望
- 現在、消防局が行っている消防 0B の「防火指導員」によるきめ細かな防火指導は、非常によい取組みなので継続すべき

2 火災予防対策の強化に向けた具体的内容

(1) 防火指導の強化

- ① 「防火指導員」によるきめ細かな防火指導の継続・強化
 - ・防火指導員を再度任用し、市内の木造商店街密集地域（20 地域）にある店舗（約 1,000 店舗）に対する防火指導を強化
- ② 防火に関する知識を学ぶ機会の拡大
 - ・小規模飲食店等を対象に、防火指導員等が講師となる「動く防火教室」を実施

(2) 査察の強化

- ① 査察周期の短縮
 - ・木造商店街密集地域にある木造飲食店の査察周期（3～5 年）を 1 年に短縮
- ② 違反是正の強化
 - ・木造商店街密集地域にある木造飲食店の法令違反を最優先で是正
- ③ 査察職員の人材育成
 - ・「査察研修」を新たに開講し、若手職員のスキルをアップ
 - ・予防技術資格者の認定バッジを交付し、職員のモチベーションをアップ

(3) 地域が自主的に防火に取り組む仕組みづくり

- ① 地域主体の防火意識の醸成
 - ・タブレット端末等を使って火災の映像を体感してもらい、防火意識を醸成
- ② 地域ぐるみの訓練の実施
 - ・消防が調整役となって、地域が定期的、自主的に訓練等を行うよう後押し

3 実施予定時期

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日～ 査察の強化（査察周期の短縮など）
- (2) 令和 5 年 5 月 1 日～ 地域が自主的に防火に取り組む仕組みづくり
（地域ぐるみの訓練の実施など）
- (3) 実施時期調整中 防火指導の強化
（「防火指導員」によるきめ細かな防火指導など）

* 公開時点での予算要求の内容であり、令和 5 年度に実施することが確定しているものではありません。